

半田市農業経営基盤強化資金実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成することにより地域農業の安定的発展を図るため、農業経営基盤強化資金の融資について、経営体育成総合融資制度基本要綱（以下「基本要綱」という。）及び農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達。）に定めるほか必要な事項について定める。

(貸付対象者)

第2条 本資金の貸付対象者は(1)又は(2)のいずれかに該当する農業者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画若しくは果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の設定（農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律（平成6年法律第69号）附則第2条に規定するものを除く。以下同じ。）を受けている者
- (2) 前期(1)の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者（ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。）

(資金利用計画の審査)

第3条 本資金の借受けを希望する農業者は、第2条に定める農業経営改善計画を資金面に投影した資金利用計画（基本要綱第3条の1に定めるものをいう。以下同じ。）を作成し、特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年6月26日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）に基づき本市に設置された特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の認定を受けなければならない。

2 推進会議の認定要件

- (1) 資金利用計画が農業経営改善計画に即したものであること。
- (2) 資金利用計画が農業経営改善計画の達成に必要なものであり、かつ、それに基づく融資の実行によって農業経営改善計画の達成が確実と見込まれること。
- (3) 農業経営改善計画に基づく経営改善の実施によって、借入金の償還が確実に行われると見込まれること。
- (4) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

3 資金利用計画の認定申請書は、本資金の借入れを希望する金融機関を経由して、本市

の推進会議への提出とするものとする。

4 推進会議会長は、本資金に係る資金利用計画が適当と認められた場合には、金融機関を経由して、認定通知書（基本要綱第3条の1に定めるものをいう。）を申請者に交付する。

5 推進会議会長は、本資金に係る資金利用計画が適当でないと判断した場合は、金融機関を経由して、申請者にその旨を通知するとともに、認定申請書を返却するものとする。

（資金使途）

第4条 本資金の使途は、農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金とし、具体的内容は別紙に例示するとおりである。

(1) 農地などの取得

(2) 農地等の改良等

(3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得

(4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得

(5) 借地権、機械等の利用権その他無形固定資産の取得等

(6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

(7) 負債の整理、その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

（最高限度額）

第5条 本資金の最高限度額は次のとおりとする。

ただし、第4条の(7)の資金については次の額の5分の1（平成13年3月31日までの間に認定を受けた農業経営改善計画に係るものについては4分の1）を限度とし、第4条の(7)の資金とその他資金の合計額が次の額を超えないものとする。

個人 1億5千万円

ただし、次のいずれかに該当する場合には3億円

ア 経営が複数部門にわたる経営体又は経営部門を増やす経営改善計画を有する経営体

イ 主たる従事者を複数有する経営体又は複数となる経営体

ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

法人 5億円

（貸付利率の農山漁村振興基金による利子助成）

第6条 農林漁業金融公庫の貸付利率は、3.5%（固定）であるが、農業者は農山漁村振興基金から利子助成（3.5%を実質金利（農業経営基盤強化資金実施要綱第2条の4の

(2)に定める金利) に引き下げるのに必要な額の3分の2に相当する額) を受けることができる。

ただし、財投金利が2.0%を下回る場合においては、農林水産省経済局長から通達される実質金利とする。

〈財投金利水準〉	〈実質金利〉
5.0%未満	2.0%
5.0%以上6.5%未満	2.5%
6.5%以上	3.0%

(利子補給)

第7条 本市は、農業者の経営発展を支援するため、本資金を借入れた本市に住所を有する農業者に対して利子補給を行う。その補給額は、3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額3分の1に相当する額とする。

2 前項の利子補給を受けようとする農業者は、本資金を借入れる金融機関を通じて、利子補給承認の申請を行うものとする。

3 利子補給承認の手続き等については、別途定める。

(償還期限等)

第8条 償還期限は25年以内(うち、据置期間10年以内)とする。

(融資機関)

第9条 本資金の融資機関は直接貸付けの場合は、農林漁業金融公庫又は農林漁業金融公庫の受託金融機関とし、転貸しによる貸付けの場合は農業協同組合とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月10日から施行し、平成10年6月16日から適用する。